

有田市民会館紀文ホールストリートビューデータ作成業務委託仕様書

1. 目的

有田市民会館紀文ホールのストリートビュー（インドアビュー）をホームページやインターネット（グーグルマップ）上に掲載することで、利用者が直接来館することなく、臨場感のある紀文ホールの场景を見ることができるようになり、結果、接触機会を軽減させるとともに、施設の利用拡大を図る。

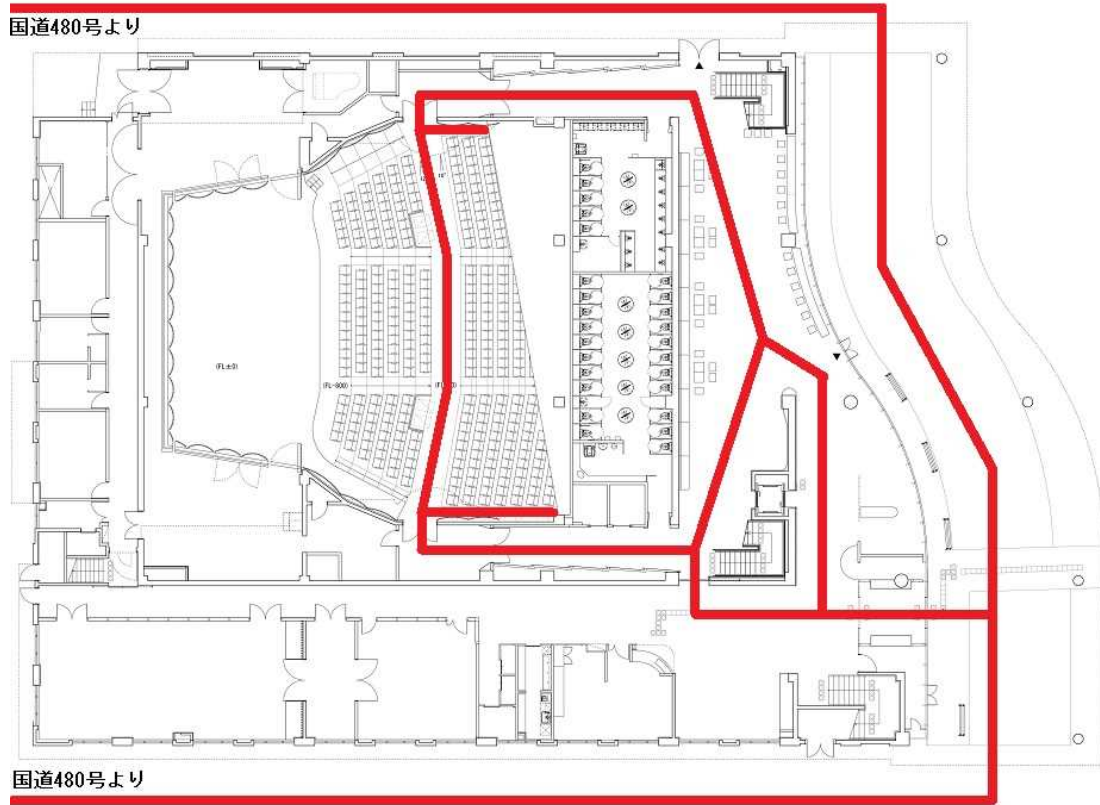
2. 業務内容

- (1) 撮影枚数 約100枚
- (2) 撮影範囲 国道480号から市民会館入口(国道480号接続箇所2箇所から市民会館周回道路)、ギャラリー、ホワイエを通じて紀文ホールに至るまでの通路及び紀文ホール内の场景（ホール内は1階東西通路及び中央部東西階段を上り2階で結ばれる通路までとする。）
詳細は、別図参照のこと。
- (3) データ作成 グーグルマップに掲載するためのデータ作成業務
なお、ストリートビューデータは、紀文ホール内について1階・2階の区別なく作成するものとする。
- (4) その他業務 ストリートビューデータ掲載のための補助業務

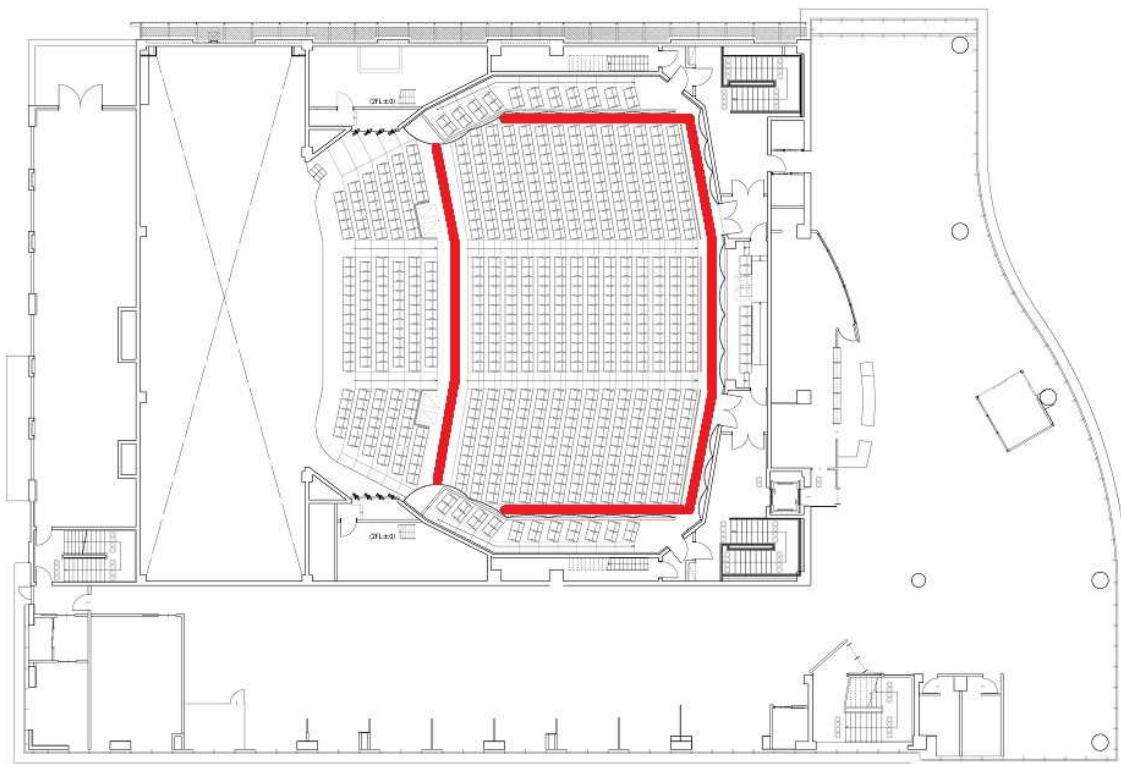
3. その他条件

- (1) 受注者は、受注者が保有する技術力を最大限発揮し、業務を遂行するものとする。
- (2) 受注者は、撮影した画像データ及びストリートビューデータを発注者に提出するものとする。
- (3) 撮影に際して有田市民会館を使用する場合の使用料及び附帯設備に係る費用は、受注者にその負担を求めない。
- (4) 撮影は、原則火曜日に行うものとする。ただし、発注者が認めた場合は、その他の日に撮影することに支障はない。
- (5) 撮影した画像及びストリートビューデータの著作権は、発注者に帰属するものとし、受注者は、本業務の履行中撮影した画像（撮影した画像を元に加工したデータを含む。）を、発注者の許可なしに本業務以外で利用してはならない。
- (6) 撮影内容に不備、不足があった場合、追加の撮影に要する費用は、第3号の規定によるものを除き受注者がこれを負担する。ただし、発注者に過失がある場合は、その限りでない。
- (7) 発注者からの指示により、撮影枚数が相当数増加した場合は、受注者は、発注者に対し、委託料の増額を求めることができる。その場合の委託料は、発注者と受注者とが協議して決定するものとする。

1階平面図



2階平面図



※ 1階平面図と2階平面図の縮尺は合っていません。